

(5) その他の国民年金保険料収納対策 —各般にわたる対策の推進—

以上のほか、次の取組を進めるとともに、今後、厚生労働大臣の下に設置される「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」（以下「新組織実現会議」という。）においても御議論いただいた上で、さらなる対策を検討・実施します。

- ① 民間に委託して実施している電話による督促業務について、新たに設定した被保険者への接触率等の業務品質目標の履行を徹底させ、委託業務の質の向上を図ります。
- ② 徴収に従事する国民年金推進員について、本年 10 月から、成果に応じて支給される新給与体系を導入します。
- ③ 国民健康保険との連携など、市町村との新たな相互連携の在り方について検討します。

(6) 厚生年金保険・健康保険の加入促進 —厳格・適正な対応の推進—

厚生年金保険・健康保険については、今年度は従業員 15 人以上（昨年度は 20 人以上）の事業所に対して重点的に加入指導を行うとともに、加入指導を受けた後もなお加入の届出を行わない事業所に対しては、最終的には職権により加入させるなど、適正な対応を厳格に進めます。

3. 予算執行の透明性の確保 —最も無駄のない役所の実現—

予算執行の無駄を徹底的に排除するとともに、その透明性を確保するため、昨年来、

- ① 法令上随意契約が可能な場合であっても、競争入札又は企画競争に付すことを原則とする
 - ② 本庁に調達委員会（社会保険事務局には契約審査会）を設置し、一定額以上の調達案件の事前審査を徹底し、調達コストの削減や調達の適正化等を図る
（平成 16 年度における調達委員会の審査による調達コストの削減額：45 億円（審査前の調達予定額の 9% 減））
 - ③ 社会保険事務所ごとの予算執行状況を詳細に把握し、事業コストを管理する
 - ④ 調達コストや随意契約件数の削減に関する数値目標を設定する
（消耗品購入、印刷物等の製造、業務委託経費等に関する調達コストについて調達予定額の 10% 以上の減、随意契約件数について前年度より 20% 以上の減）
 - ⑤ 本庁にシステム検証委員会を設置し、民間出身のプロジェクトリーダーなどが参画して、新規システム開発案件等の開発方針、開発規模、経費見積りの妥当性等を厳格に審査する
 - ⑥ 各社会保険事務局等の賃借料について価格交渉を実施し、削減する
（平成 17 年度の契約更新に際し、対前年度比 10.3% 減を達成）
- といった取組を進めてきましたが、今後さらに、設定した数値目標の完全達成に向けて取組を徹底するなど、最も無駄のない役所を実現します。

また、厚生年金会館や厚生年金病院等の年金福祉施設等については、今国会において成立した法律に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を本年 10 月に設立し、地域医療への影響や老人ホームの入居者の生活等にも配慮しつつ、5 年以内に廃止・売却を進めます。

4. 個人情報保護等の徹底 —個人情報保護への認識が徹底された職場の実現—

職員による年金個人情報の業務外閲覧が判明したことから、昨年来、端末操作に必要なカードの職員ごとの固定化、本人識別パスワードの導入、個人情報の業務外閲覧を禁止するデータ保護管理規程の整備、本年4月から施行された個人情報保護法に対応するための新たな個人情報保護管理規程の制定や、万が一職員が業務外閲覧を行った場合には、その事実を確認できる監視体制の構築等を進め、個人情報漏洩することのない体制を整備しました。

今後、過去に業務外閲覧を行った職員について調査の上、厳正な処分を行うことはもとより、全職員を対象とした研修を継続的に実施するなど、個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現します。

5. 社会保険オンラインシステムの見直し —効率的・効果的なシステムへの刷新—

国民の皆様の年金等に関する個人情報を管理している「社会保険オンラインシステム」について、コストが高い、特定の業者との随意契約が長期間継続している等の問題を改善するため、昨年度、刷新可能性調査を実施しました。その結果をもとに、今月中にシステムの最適化計画の策定に向けての基本方針をお示しした上で、今年度中に最適化計画を策定し、来年度以降、システムのオープン化（システムを汎用性のあるものにし、競争入札を可能にすること）を図り、効率的・効果的なシステムに刷新します。

第3 組織改革の着実な実行

1. 新組織の設立

有識者会議の最終とりまとめに沿って、公的年金の運営については、政府が十分に運営責任を果たすことのできる新たな国の機関を設置するとともに、政管健保については、国とは切り離された全国単位の公法人を設立します。

今後、新組織実現会議において、有識者会議でお示しいただいた下記の組織改革について、より具体的な内容等を十分に御議論いただいた上で、次期通常国会に関連法案を提出するとともに、改革の年次計画を策定し、システムの見直し等の準備も進め、平成20年秋に新組織を設立します。なお、現行組織においても実施可能な取組については、できる限り速やかに実施します。（別紙2参照）

2. 大幅な人員の削減

今後、外部委託の大幅な拡大やシステムの見直しなどによる業務の効率化により、政管健保の公法人への移行分を含め、正規職員・非常勤職員併せて約1万人の国家公務員を削減するとの計画を既に公表しました。今後、これをさらに精査の上、本年末には具体的な人員削減計画を策定し、来年度より組織のスリム化を計画的に推進します。

3. 民間企業的な人事・処遇の導入

効率的な業務運営等を実現するため、現行制度を十分に活用し、すべての職員について、能力・実績に基づく人事評価を行い、給与処遇や昇進等に反映させる民間企業的な能力主義・実績主義に立った措置を導入します。